

## 目 的

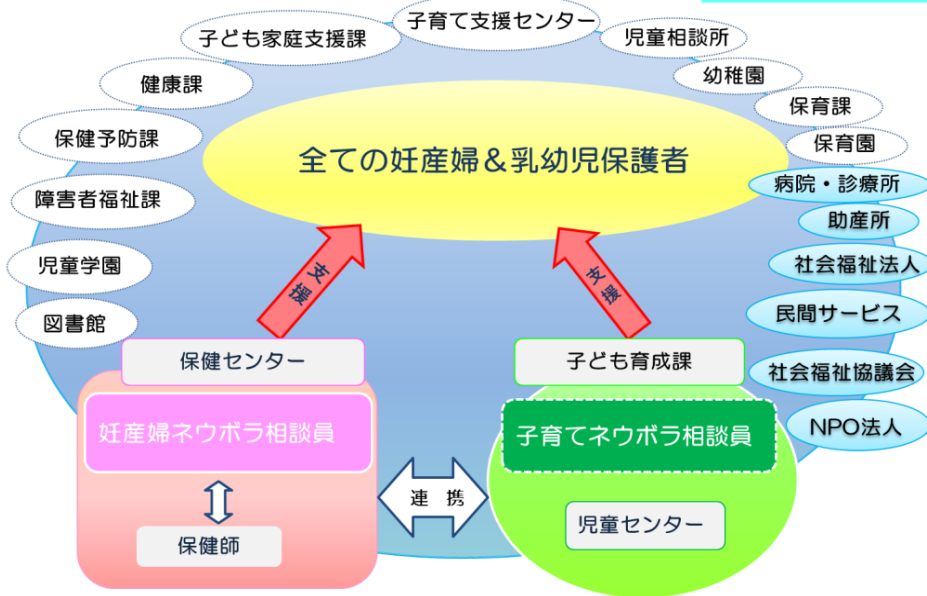
全ての妊産婦と子育て家庭が、安心して妊娠・出産・育児ができる地域社会を創る。

## 目 標

1. 全ての妊産婦と子育て中の保護者が気軽に相談でき、助言や情報提供を受けることができる身近な相談の場を作る。
2. ステージに応じて必要な支援が受けられる、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の仕組みを構築する。
3. 産前・産後の支援や一時預かりなど、これまでの取組で希薄であった支援の実施やニーズの高い事業の拡充を図る。

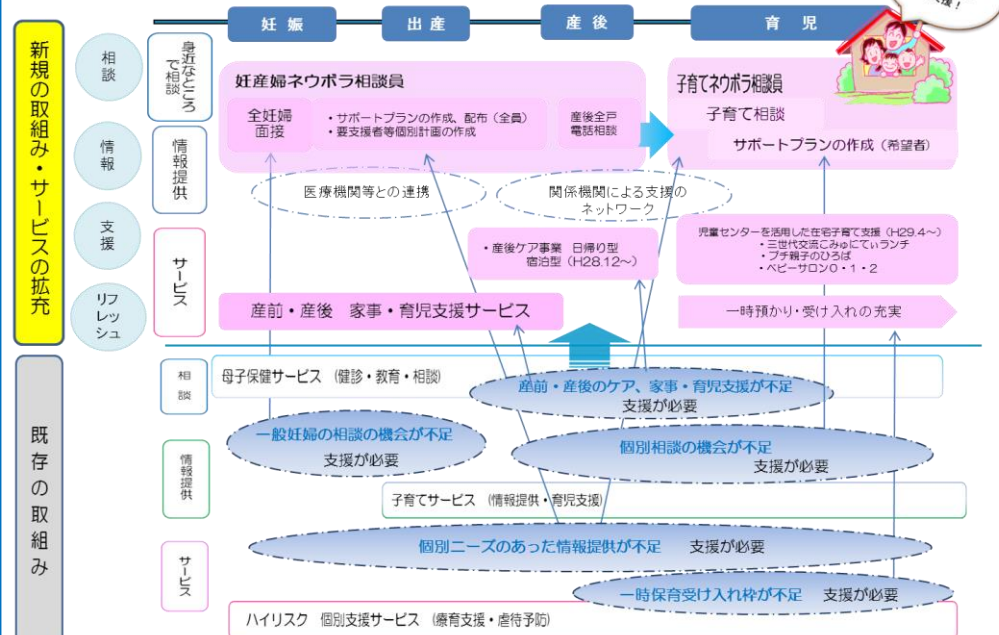
### しながわネウボラネットワーク

イメージ図



※組織名はしながわネウボラネットワーク立上げ当時のもの。

### しながわネウボラネットワーク全体像



# 子育てネウボラ相談事業

保健師、看護師、教員、保育士等の資格を持った子育てネウボラ相談員を対象児童センターに配置する。相談員は、子育て全般の相談を受け、子育て期の育児に関する様々な悩みや不安等に適切に対応する。

## <相談員配置児童センターの拡大>

- 平成28年度 東品川、大井倉田、平塚、富士見台、八潮 (5館)
- 令和元年度 三ツ木、水神、旗の台、ゆたか (5館 → 9館)
- 令和4年度 東大井 (9館 → 10館)
- 令和5年度 中原 (10館 → 11館)



相談室例(八潮児童センター)

## <実績>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	1,092	1,228	1,101	1,769	2,014	2,244	2,520

(件)

## <「バースデーサポート」を活用した相談体制の充実について(令和5年度～)>

1歳の誕生日を迎える子どもを育てるご家庭に対してクーポン等を給付する都の「とうきょうママパパ応援事業(バースデーサポート)」を活用し、子育てネウボラ相談員の地域における相談機関としての認知度を上げることで、身近な「かかりつけ相談機関」としての役割を強化していく。



チラシイメージ →

# 産後の家事育児支援の利用助成

心と体のケアに対応できる家事育児支援のヘルパー(産後ドゥーラ)の利用に対して、サービス利用費の一部を助成する。家事育児支援ヘルパーの事業者は、産後の母親等に対して、家事育児支援、相談対応、産婦の心と体のサポートなどを行う。

- 対象 区内在住の生後1歳になるまでのお子さんを養育している方
- 助成内容 支援サービス1時間につき2,700円
- 上限時間
  - ・第一子のお子さん 60時間
  - ・第二子以降で出生時に上の兄弟が3歳未満のお子さん 180時間
  - ・第二子以降で出生時に上の兄弟が3歳以上のお子さん 20時間

## <多胎児家庭への助成>

- 対象 区内在住の多胎児妊婦または3歳未満の多胎児を養育している方
- 助成内容 支援サービス1時間につき2,700円
- 上限時間
  - ・妊娠中から生後1歳未満 240時間
  - ・1歳から2歳未満 180時間
  - ・2歳から3歳未満 120時間

## <制度の拡充>

- 平成28年度の事業開始から段階的に制度を拡充。
- 対象者 妊娠・出産した方 → 父親を含む対象児童を養育している方
- 対象児童 生後6カ月まで → 生後1歳まで  
多胎児：妊娠中から3歳まで
- 助成額 1,000円 → 2,000円 → 2,700円
- 上限時間 一律10時間 → 左記の区分ごとの上限時間



(上段:件 下段:時間)

## <実績>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延申請者数	42	81	218	325	253	828	1,218
利用時間	302	919	3,222	5,035	3,857	20,358	36,339

- サポートの満足度 「大変満足」または「満足」と回答した割合 95%
- 助成事業の満足度 「大変満足」または「満足」と回答した割合 89%

# その他の事業

## ○しながわこどもぼけっと

平成28年度から配信を開始した「しながわパパママ応援アプリ」の機能充実を図り、令和5年度に新アプリへ移行。



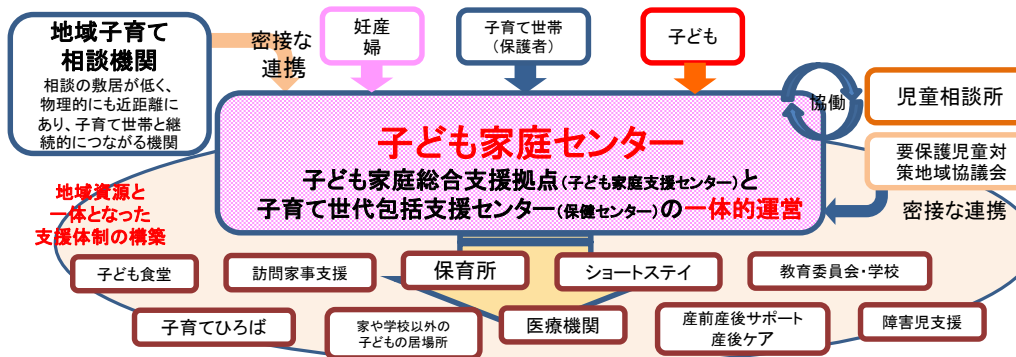
## ○ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

ベビーシッターの派遣による保育サービスを受けた際の保育利用料の一部を助成。(対象は0~5歳児の保護者)(令和4年度~)

## ○乳幼児ショートステイ

育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の事由により、保護者が一時的に乳児を養育するのに困難が生じた場合に、短期的に乳児を養育。(令和4年度~)

# さらなる連携強化を目指して~「子ども家庭センター」の開設~(令和7年度)



## 子ども家庭センターの主な機能

- ①子ども家庭全般に係る業務
  - ・相談等への対応・総合調整
- ②支援の必要な妊産婦や子ども等のある家庭への支援業務
  - ・サポートプランの策定・更新
  - ・ケース会議の開催
- ③地域資源の発掘・担い手の確保
  - ・担い手の確保等の地域資源の開拓
- ④その他子ども家庭センターが実施
  - ・地域子育て相談機関の設定
  - ・要対協調整機関としての業務